

2) 四国レベルのビオトープネットワーク

本県は香川、高知、愛媛県と県境を接しており、多くの生き物がこの間を行き来している。森林地域については、例えば、林野庁において、四国山地の脊梁を形成する本県の剣山系から愛媛県の石鎚山系にかけて、森林生態系を構成する多様な自生の生物種全てを対象に、「四国山地緑の回廊」が設定されている。これは、四国山地において森林のネットワークを保全することにより、貴重な野生動植物の相互交流や広域化に資することを目的としたものである。河川については、例えば、愛媛、高知そして本県を流れる吉野川を、アユやサツキマスなど多くの魚類が、上下流を遡上降下している。

3) 全国レベルのビオトープネットワーク

東日本で繁殖を終えた鳥類が本県を越冬地としているなど、四国は、全国レベルでのビオトープネットワークに重要な役割を果たしている。

4) アジア・太平洋レベルのビオトープネットワーク

国境を越えた渡りをする多くの鳥類が、本県を越夏地、越冬地としている。また、日本はアジア・太平洋地域におけるシギ・チドリ類の重要な渡りルートとなっているが、本県の吉野川河口、那賀川河口は、そのなかでも有数のシギ・チドリ類の渡来地となっている。また日本は、アカウミガメの北太平洋における最大の繁殖地となっているが、本県の日和佐海岸は、そのなかでも有数のアカウミガメの産卵地となっている。

本県は、アジア・太平洋レベルのビオトープネットワークに重要な役割を果たしている。

(6) 史跡・名勝・天然記念物、特定植物群落、巨樹、自然景観資源、名水、重要地域(全国的視点で注目すべき生態系)、重要湿地

① 史跡・名勝、天然記念物

文化財保護法等により、歴史上、学術上、鑑賞上価値が高いものとして、史跡が31件(国指定5件、県指定26件)、名勝が6件(国指定3件、県指定3件)、名勝・天然記念物が2件(2件とも県指定)、天然記念物(地質鉱物、動物、植物)が82件(国指定19件、県指定63件)指定されている。またこのほかに、市町村の指定する史跡・名勝・天然記念物がある。

② 特定植物群落

特定植物群落とは、環境省の自然環境保全基礎調査(1978、1988年)において、原生林、稀な植物群落、郷土景観を代表する植物群落等、学術上重要な群落等としてとりまとめられたものであり、本県では、84の植物群落がこれに該当し、植物群落の位置、植物群落の概要、保護の現状、保護管理に関する所見が、報告書として取りまとめられている。

特定植物群落であってまだ保護地域に指定されていない地域については、環境省より、早期に保護対策をたてる必要があるとされている。

③ 巨樹

1988年時点で、本県では、巨樹(地上130cmの位置で幹周(囲)が300cm以上の樹木)が984本確認されているが、現在までの調査では2,000本を超えると推測されている。巨樹は、良好な景観の形成や野生生物の生息等、自然環境保全上重要な価値を有するとともに、過去の気象の分析等の研究素材などの学術的価値や、木によっては地域のシンボル、信仰の対象として、人々に安らぎを与えるなどの役割を果たしている。

④ 自然景観資源等

環境省の自然景観資源調査(1989年)において、自然景観の基盤をなす地形・地質及び

自然景観として認識される滝、峡谷・溪谷、砂浜・礫浜等の自然現象を対象に、自然景観資源が抽出されている。本県からは163か所が選ばれている。

また、環境省が選定した名水百選（1985年）として、本県では、江川の湧水（鴨島町）と剣山御神水（東谷山谷村）が選ばれている。

⑤ 重要地域（全国的視点で注目すべき生態系）

重要地域とは、生物多様性国家戦略（旧・国家戦略、平成7年10月決定）において、21世紀半ばまでに達成すべき長期的な目標の一つとして、「日本全体として及び代表的な生物地理区分ごとに多様な生態系及び動植物が保全されていること」が掲げられたことを受けて、環境省において選定された全国レベルで注目すべき生態系である（環境省、2001年）。2つの選定基準があり、本県からは、1.重要地域（区域の生物学特性を示す生態系）としては大麻山アカガシ林の1地域、2.重要地域（区域内の環境要因の違いにより特徴づけられる重要な生態系）としては船窪（ツツジ群落等）、鷺敷ライン、津島（海岸の暖地性植物群落等）等14地域が選定されている。

重要地域については、環境省より、既存の保護地域との重複状況を調べ、重複しない地域の保全を検討するなど、今後の国土の保護地域施策の総合的な検討のための参考資料として活用されることが期待されている。

⑥ 重要湿地

湿地保全を求める国民の要請の高まりや、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）第7回締約国会議における決議（1999年）等を受け、環境省より、生物の生息地として規模の大きな湿地や希少種が生息する重要湿地（500か所）が選定された（環境省、2001年）。本県からは、ジョガマル池など12か所が選定されている。

重要湿地リストは、我が国における湿地保全施策の基礎資料となるものであり、環境省として保全地域の指定等に活用するとともに、重要湿地及びその周辺地域における開発計画等に際し、事業者保全上の配慮を促すこととしている。

4 公共事業における環境配慮のあり方

4 公共事業における環境配慮のあり方

4.1 環境配慮の考え方

公共事業は、地域の社会・経済活動の基盤づくりや安全で安心できる生活空間の確保、利便性の向上など県民や社会の様々な要請に対応して行われるものであるが、事業本来の目的とともに、環境に十分に配慮し、環境を良好な状態でいかに将来の世代に引き継いでいくかが、大きな課題となっている。

本指針の上位に位置する徳島県環境基本条例では、「人と自然との共生」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全に向けた地域の取組」の3つを環境の保全・創造の基本理念に定め、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を、目指すべき将来の環境像として掲げている。この環境基本条例の基本理念を踏まえ、公共事業における環境配慮を、さらに推進する。

4.2 環境配慮の取り組み

大規模な公共事業については、環境影響評価法、徳島県環境影響評価条例（以下「アセス法等」という。）により事前に環境影響評価を行うことが義務付けられており、環境要素ごとに予測や環境対策の検討等が行われている。しかし、アセス法等の対象とならない中小規模の事業については、個々の事業において環境対策が必要かどうかの判断の基準が統一的なものとなっていない。

本指針では、これを改善するため、県土整備部が実施する全ての公共事業について、環境配慮を推進し、一定規模以上の事業等では、アセス法等の対象とならなくとも、環境配慮報告書等の作成を通じて環境配慮についての検討を行っていく仕組みを提示する。

また、生態系等について必ずしも十分な専門的知識を有しない公共事業実施者が、専門家等の助言、指導を得て、適切な環境配慮を行うための仕組みとしてアドバイザー制度を提示する。

こうした仕組みだけでなく、事業実施の各段階における進行管理や点検評価により、公共事業実施者が環境に対する認識を常に高め、よりよいものへと改善していくことが重要であり、ここで掲げた仕組みについても固定的に考えることなく、随時、改善していくことが必要である。

なお、本指針は、徳島県環境基本条例や環境基本計画等の条例や上位計画を受けるものであり、環境配慮を行うに際しては、こうした法令や各種計画等と調和を保ちつつ進める必要があるのは言うまでもない。自然環境の保全・復元・創出を目的として策定されている「とくしまビオトープ・プラン」についても、その主旨を踏まえ、この指針の中で活用を図る。

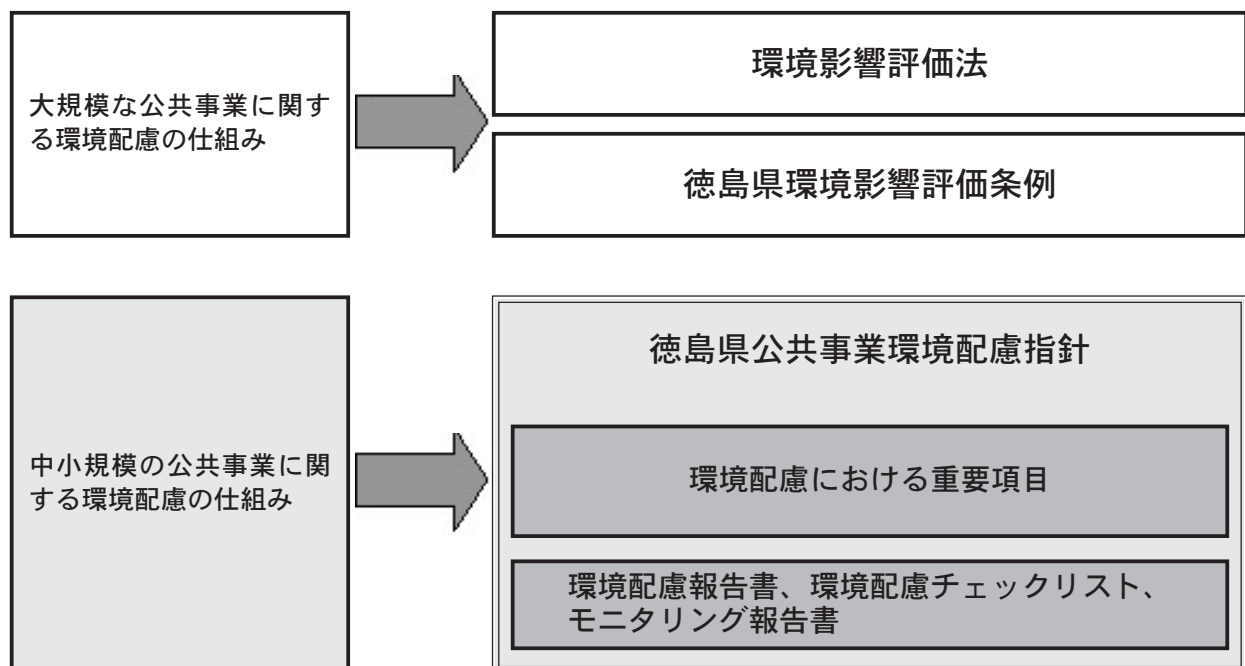


図 10 公共事業における環境配慮の取り組み

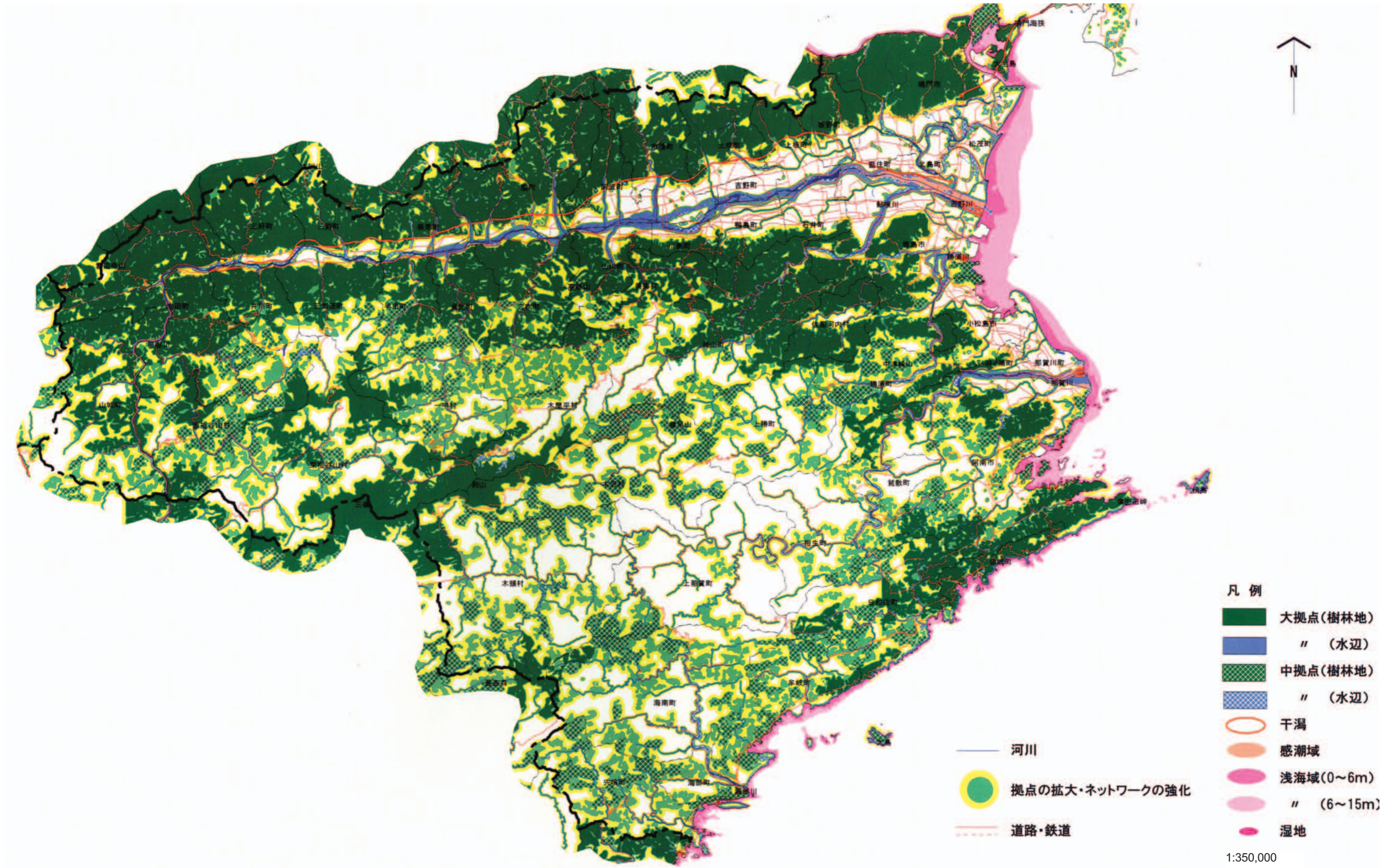
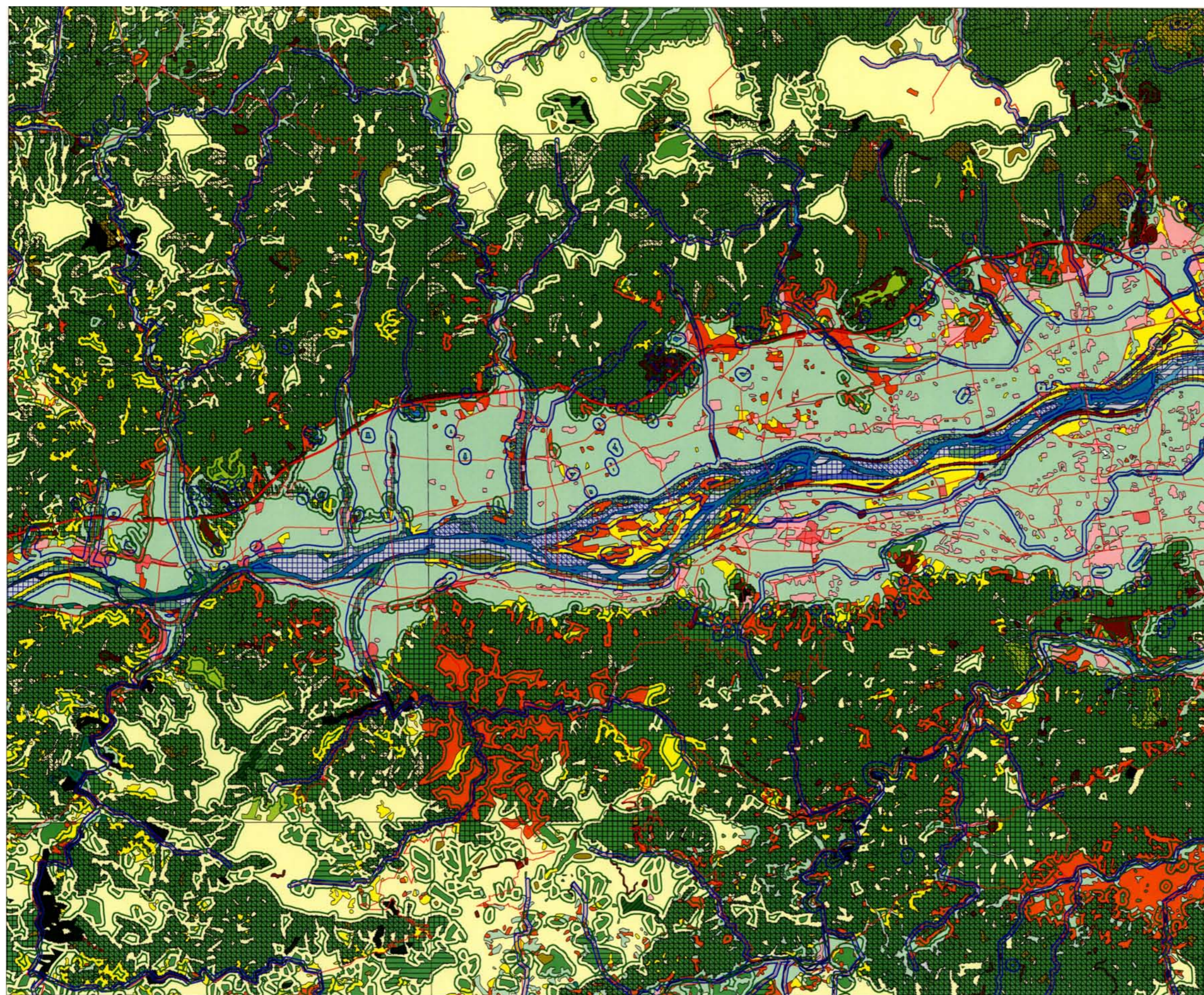


図 11 「とくしまビオトープ・プラン」において掲げられた広域ビオトープネットワーク方針図
 (出典) 徳島県「とくしまビオトープ・プラン 第2版」(2003年)



ビオトープタイプ凡例

亜高山植生	亜高山植生
山地植生	山地常緑針葉樹林
	山地落葉広葉樹林
	山地低木林
低地植生	低地落葉広葉樹林 (里山林)
	低地常緑広葉樹林
	低地低木林
海岸植生	海岸植生
植林	植林
竹林	竹林
草地	湿性草地
	乾性草地
水域	河川 (汽水域)
	河川 (下流域)
	河川 (中流域)
	河川 (上流域)
	小河川・水路
	湖・沼・池
	洲
海浜	礫浜・岩浜
	砂浜
	干潟
	藻場
自然裸地	土の崖
	岩の崖
農地	畑・牧草地
	水田・ハス田
	果樹園・樹木畑
市街地	緑の多い住宅地
	市街地
	造成地
	公園など

拠点等凡例

樹林地	大拠点A+拠点の拡大 (100m)
	大拠点B+ "
	中拠点 + "
	小拠点 + "
水辺	大拠点A+拠点の拡大 (100m)
	大拠点B+ "
	中拠点 + "
	小拠点 + "
	回廊の拡大 (50m)

図 12 「とくしまビオトープ・プラン」において掲げられたビオトープネットワーク方針図 (部分拡大図)
 (出典) 徳島県「とくしまビオトープ・プラン 第2版」(2003年)

1:100,000

4.3 環境配慮における重要項目

環境に配慮した事業を推進していくうえで、各事業実施者が、まず環境配慮に関し、基本となる共通の認識をもつことが重要である。このため、本指針では、環境に配慮した事業を実際に現場で推進するうえで、特に重視する必要がある項目を、「環境配慮における重要項目」として10項目ピックアップした。

環境配慮における重要項目

①徳島県及び地元市町村の環境基本計画等の内容の反映

徳島県環境基本計画及び地元市町村の環境基本計画等に掲げられている目標・施策等を把握し、それぞれの目標・施策等と当該事業とのかかわりのなかから考えられる環境配慮事項を明らかにし、対応を図る。

②国、県及び市町村の環境に関する法規制の確認

事業地域及びその周辺における自然公園等の指定状況など、国、県及び市町村における環境に関する法規制等の内容について把握し、当該地域の法規制等の内容に応じ、事業計画や環境対策について、十分に検討を行う。

③事業地域の「とくしまビオトープ・プラン」における位置づけの確認

「とくしまビオトープ・プラン」の内容を理解し、事業地域及びその周辺の「とくしまビオトープ・プラン」における位置づけを確認する。

事前調査及び環境配慮の目標を設定する際には、事業地域及びその周辺が、どのビオトープタイプに属するかなどのことを把握し、的確なものとなるよう努める。

④希少野生動植物の有無の把握

事業地域及びその周辺に、希少野生動植物が生息・生育しているかどうかを確認する。ここでいう希少野生動植物とは、国のレッドリスト、レッドデータブック掲載種、徳島県版レッドデータブック掲載種及びそれらに掲載されていないものの個体数が少ない野生動植物をいう。

県境に近い地域においては、隣接県のレッドデータブック掲載種についても、併せて把握するよう努める。

希少野生動植物の有無の把握にあたっては、文献調査をはじめ、地元市町村、環境配慮アドバイザー等の専門家及びNGO・NPOへの情報提供の依頼によるとともに、現地調査の実施に努める。

希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、当該種の保護を環境配慮の目標に位置づけ、適切な対応を図る。

⑤地域の歴史、文化などの把握

大気環境・水環境・生物多様性等の自然的状況はもとより、事業地域及びその周辺の歴史・文化・地域コミュニティ等の社会的状況の把握に努め、それらとも調和した計画・工法を採用するなど、地域の歴史・文化等を保全し生かした事業内容とする。

環境配慮における重要項目

⑥環境配慮の目標設定

事前調査にもとづき、環境配慮の目標を設定する。その際、モニタリングにより環境対策の効果が検証できるよう、定量的な目標設定に努める。モニタリングの結果によっては、環境保全措置の改善・追加を検討するなど、環境影響の最小化に努める。

⑦環境保全措置（ミティゲーション）の順位・内容の検討

環境配慮の内容を具体的に検討する前に、環境保全措置（ミティゲーション）に関する基本的な考え方を十分に理解する。そのうえで、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の段階ごとに、1. 回避、2. 低減、3. 代償の優先順位で、最も効果的な環境保全措置を検討する。

⑧近接事業間の連携

環境保全措置の検討に際しては、事業地域周辺で実施されている他の事業との間で連携を図り、ビオトープのネットワーク化等、環境対策がより効果的なものとなるよう努める。

⑨県民、NGO・NPO 及び専門家との協働

環境に関する重要な情報の収集、環境配慮の目標設定、環境配慮の具体的内容の検討、環境に配慮した施設の長期にわたる維持管理及びモニタリングなどについて、県民、NGO・NPO 及び環境配慮アドバイザー等の専門家との協働を図る。

⑩建設リサイクル等の推進

「1. 発生抑制、2. 再使用、3. 再生利用、4. 熱回収、5. 適正処分」という優先順位により、建設リサイクルを適切に推進する。また、地球温暖化の防止のためにも、温室効果ガスの発生抑制等に努める。

4.4 環境保全措置等

4.4.1 環境保全措置の順位・内容

環境保全措置（ミティゲーション）とは、公共事業の実施者が、当該事業の実施による環境影響を緩和することを目的として検討する環境対策であり、環境影響を回避する対策から、避けられない環境影響を代償する対策までも含む、幅広い概念である。

環境保全措置は、大きく回避・低減・代償に分かれ、本指針ではそれを以下に示す内容としてとらえる。

環境保全措置は、回避・低減・代償の順位で検討を行う。事業実施による環境影響に対して、どのような検討、環境保全措置を行うかは、事業の内容や重要性、実施場所の地形、ビオトープタイプ等により異なってくる。

回 避

環境影響を発生させるおそれのある行為の全体または一部を実施しないことによって環境影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。具体的には、事業の中止、事業内容の変更（一部中止）、事業地域やルートの変更などである。

低 減

低減とは、何らかの手段で環境影響を最小限に抑えたり、発現した環境影響を何らかの手段で修正する措置をいう。低減には、具体的には「最小化」、「修正」、「軽減・消失」といった環境保全措置が含まれる。

「最小化」とは、環境影響を発生させるおそれのある行為の実施の程度または規模を制限することによって環境影響を最小化することをいう。

「修正」とは、影響を受けた環境を復元することにより影響を修正することをいう。

「軽減・消失」とは、環境影響を発生させるおそれのある行為の期間中、環境の保護及び維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減又は消失させることをいう。

代 償

損なわれる環境と同種の環境を、事業地域内又は事業地域近傍に、その地域の元々の生態系を維持・回復するという立場から創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償する措置をいう。例えば、事業の実施により樹林や湿地が消失する場合、消失する環境にみあう価値の樹林や湿地を新たに創出して、全体としての環境影響を緩和させることをいう。

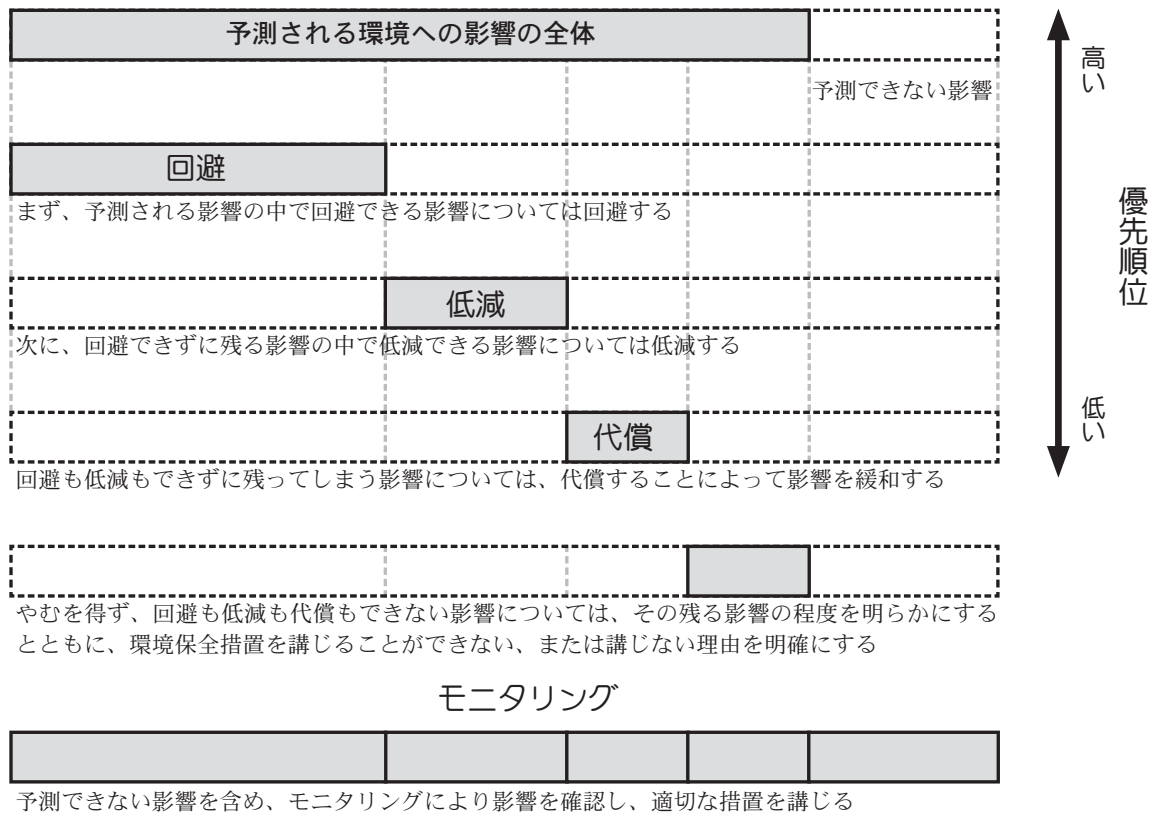


図 13 環境保全措置の優先順位、モニタリングに関する概念図
 (出典) 生物多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書「生物多様性分野の環境影響評価技術(Ⅲ) ー環境保全措置・評価・事後調査の進め方についてー」(2001年)を一部改変して作成。

4.4.2 環境の改善・再生

環境保全措置は、事業実施により環境にマイナスの影響が生じる場合に、その対策として行われるものであるが、過去に環境が損なわれた河川等に対して、地域の環境特性や社会特性等を踏まえながら、環境の改善・再生など環境に対してプラスの影響をもたらす取り組みも課題となっている。こうした環境の改善・再生を目的とした事業についても、本指針は利用可能である。

4.5 事業段階に応じた環境保全措置の検討

環境保全措置の立案においては、計画・設計・施工・維持管理という事業のそれぞれの段階ごとに、検討を進めていくことが必要であり、特に、事業計画の早い段階から検討を行うという点が重要である。内容がほぼ固まった段階で環境保全措置の検討に取りかかった場合、事業によっては適切な環境保全措置の立案が困難となり、環境に重大な影響が及ぶことが懸念される事態が生じることもあるためである。

こうした事態を避けるためにも、早い段階からの環境保全措置の検討ということが重要であり、この検討に際しては、環境保全上の課題等を、的確かつ効率的に把握するために、できるだけ早い段階で専門家や専門知識を有する NGO・NPO、地域住民などの意見を聴くことが有効である。

以下に、事業の計画・設計・施工・維持管理の各段階における、環境保全措置の検討にあたっての留意点を掲げるが、ここで言う計画段階とは、概ねの区間あるいは区域において事業を実施することがほぼ確実な段階を想定している。この前段で行われる、構想調査的な段階においても、環境面からの情報の整理として、本指針は利用可能であるが、構想調査等については「6. 本指針の活用の仕組み等」に述べる環境配慮報告書等の作成の対象とはしない。

4.5.1 計画段階

計画段階では、区域、延長をはじめとする事業計画諸元を決定し、計画線等の概略もほぼ決定する。この段階での検討内容が、環境や建設コストに与える影響は大きい。従って、この段階で、「環境配慮における重要項目」を十分に理解したうえで、環境配慮チェックリストを参考に、当該事業において検討すべき環境配慮事項を選定し、環境保全措置を検討する。

特に、事業の計画地域に、あらかじめ貴重な自然環境等の存在が分かっている場合や、計画段階で貴重な自然環境等の存在が確認された場合は、必要な調査を行うとともに、環境保全措置の導入について、この段階で、十分に検討する。

4.5.2 設計段階

設計段階では、計画段階の検討を基に、構造の詳細な設計図書や施工計画等を作成する。計画段階で選定した環境配慮事項に関しては、環境保全措置をより具体的に検討し、それらに反映させる。

また、計画段階で立案した環境配慮事項等を再確認し、必要に応じて追加・補足的な調査等を行い設計に反映させたり、必要な場合には計画へのフィードバックを行う。

4.5.3 施工段階

実際の工事を行う施工段階では、現地での工事において環境への配慮が適切に実行されているかを確認する。当該工事について、計画段階や設計段階においてモニタリングが計画されている場合、その結果によっては、環境保全措置の改善・追加等適切な措置を講じる。

公共事業が環境に与える影響については未知の部分が多く、予測できないことが発生することも考えられるため、施工業者に環境配慮事項について事前に十分な説明を行うとともに、予測外の環境影響が発生した場合には、速やかに報告させ、協議を行い、適切な措置を講じる。

4.5.4 維持管理段階

工事完了後の維持管理段階では、これまでの段階で行ってきた環境配慮の妥当性、環境配慮の目標の達成状況を確認するとともに、今後の類似の公共事業への参考となる環境情報や留意点等について記録し、他の公共事業へと引き継ぎ、活用していく。

環境に配慮した施設の機能を長期にわたって維持していくためには、アドプトプログラムの活用など、行政、NGO・NPO、地域住民との連携・協働という視点が重要である。

4.6 モニタリング

モニタリングとは、具体的には、工事施工中や施工後における大気質や水質などの環境の質の監視、重要な野生動植物の生息・生育状況に関する調査等であり、これらを当初予測と比較することにより、事前に予測できなかった環境影響の確認を含め、実施した環境保全措置の効果、予測に用いた方法の適切さを検証・評価するものである。

環境特性や事業特性により、どのような環境影響が発生するのか、実施を予定している環境保全措置により環境が事前の想定どおりに保全されるかどうかの予測が困難な場合がある。このような場合、工事の間や供用後において、モニタリングを行う必要がある。

モニタリングの結果によっては、事業計画の変更、環境保全措置の改善・追加等、適切な措置を講ずることが必要である。

モニタリングの結果を当初の環境保全措置の効果予測などと対比することから得られる様々な知見は、本県における公共事業の環境配慮技術の向上に資するものと考えられることから、広く活用していく必要がある。

5 対象とする環境要素

5 対象とする環境要素

本指針において配慮の対象とする環境の範囲（環境要素）は、徳島県環境基本条例に示された範囲、すなわち環境基本法の環境の概念に加えて、生活環境を構成する自然や施設、歴史的文化的伝統などと人とが調和した潤いと安らぎのある環境までとする（表2）。

この中から、どのような環境要素を対象として抽出するか、種々の考え方があるが、本指針では、事業の種類、事業の段階区分に関わらず共通となる環境要素を選定し、また、項目の重複や漏れを防ぐという観点から、徳島県環境影響評価条例の環境要素を参考に、以下の環境要素を選定する。このため、事業の種類、規模等によっては、ここで選定した環境要素が具体的な環境配慮の対象項目とならない場合も考えられるが、この点については、適宜、項目の選定等が行われることを前提にしている。

表2 徳島県環境影響評価条例の環境要素と本指針の環境要素の対照表

徳島県環境影響評価条例における環境要素の区分		本指針が対象とする環境要素	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	大気環境
		騒音	
		振動	
		悪臭	
		その他大気環境に係る環境要素	
	水環境	水質	水環境
		水底の底質	
		地下水の水質及び水位	
		その他水環境に係る環境要素	
	土壌に係る環境等	地形及び地質	地形・地質等
		地盤	
		土壌	
その他（日照障害・電波障害など）			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	生物多様性	
	植物		
	生態系		
人と自然との豊かなふれあい	景観	景観	
	人と自然とのふれあい活動の場	自然とのふれあい	
		文化財	
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物・温室効果ガス等	
	温室効果ガス等		

6 本指針の活用の仕組み等

6 本指針の活用の仕組み等

6.1 対象となる事業の種類

本指針で対象とするのは、県土整備部所管の全ての公共事業及び県土整備部所管事業と内容が類似する林道、治山事業等の公共事業のうち、アセス法等の対象とならない事業とする。但し、災害復旧事業等で緊急を要し、直接人命・財産に影響を及ぼす工事については、その性格上、本指針の対象から除外することができる。

表3 本指針の対象となる事業の種類一覧

対象事業種類	事業内容の概要
1 道路事業	道路整備に関する各種事業（道路改良、橋梁、トンネル、道の駅等）、街路事業、林道等
2 河川事業、ダム・堰	河川整備に関する各種事業（河川改修、ダム・堰の整備等）
3 砂防・治山事業	砂防、治山に関する各種事業（砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山等）
4 港湾・漁港・公有水面の埋立、海岸事業	港湾、海岸の整備に関する各種事業（港湾、漁港整備、高潮対策、侵食対策、環境整備、海岸防災等）海面埋立
5 下水道事業	下水道整備に関する各種事業（流域下水道、公共下水道整備県代行等）
6 レクリエーション施設	公園・緑地及びその整備に伴う各種事業、緑化推進事業等
7 土地区画整理事業・新都市基盤整備事業	土地区画整理事業、新都市基盤整備事業、市街地再開発事業等
8 住宅・建築事業	公営住宅等の建設、公共施設の整備等
9 災害復旧事業	各種災害復旧事業

6.2 対象となる事業の規模

事業の規模によって環境に与える影響の度合いが異なるため、事業を規模によって、「大規模事業」、「中規模事業」、「小規模事業 a」及び「小規模事業 b」の4種類に分け、影響の度合いの違いを反映させることとする。具体的な規模基準は、別に定める。

なお、希少野生動植物等の存在などで、特に環境配慮が必要な箇所については、事業の規模に関わらず、環境配慮アドバイザー等の助言等を踏まえ、適切な対応を行う。

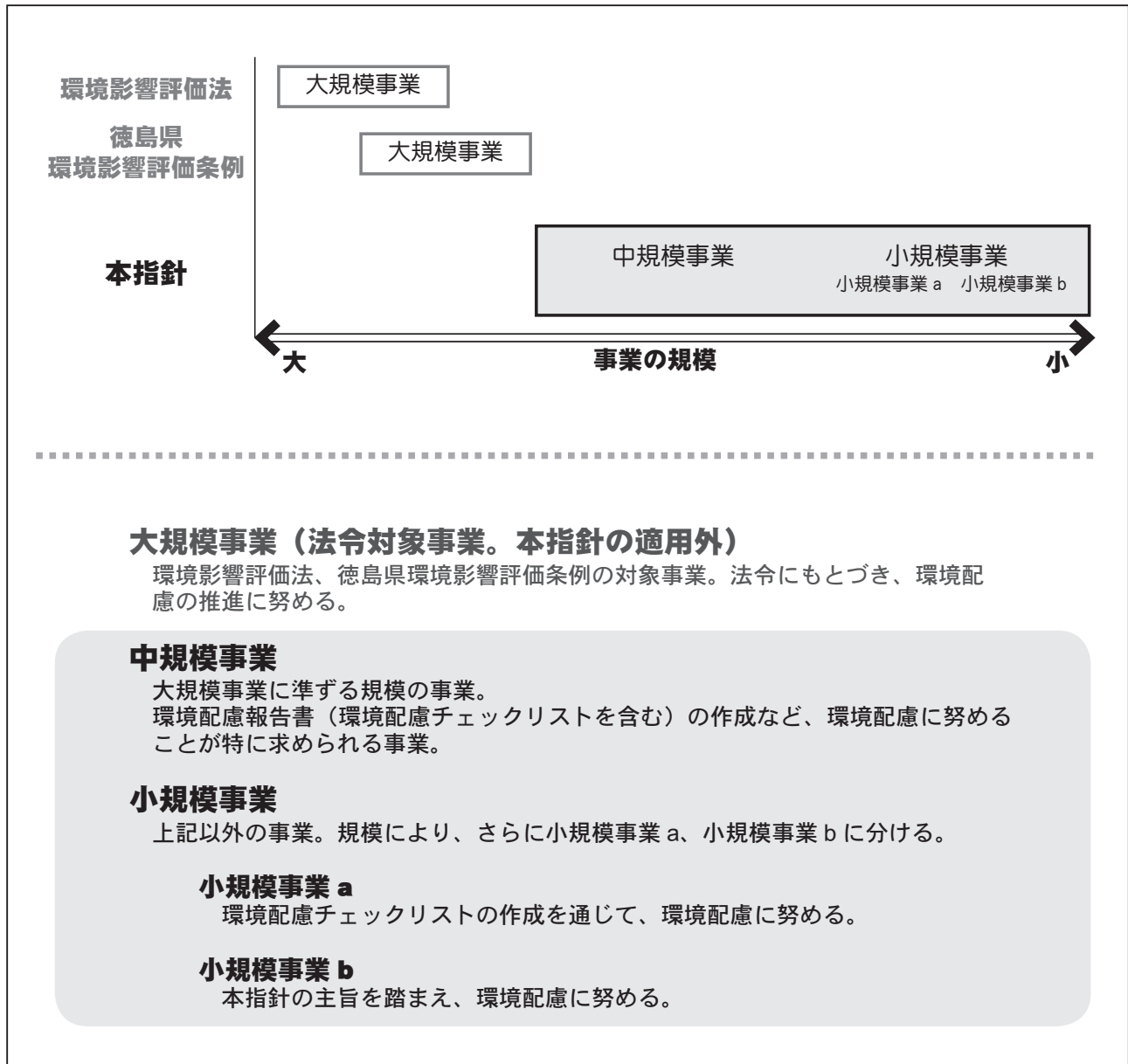


図 14 対象となる事業の規模のイメージ

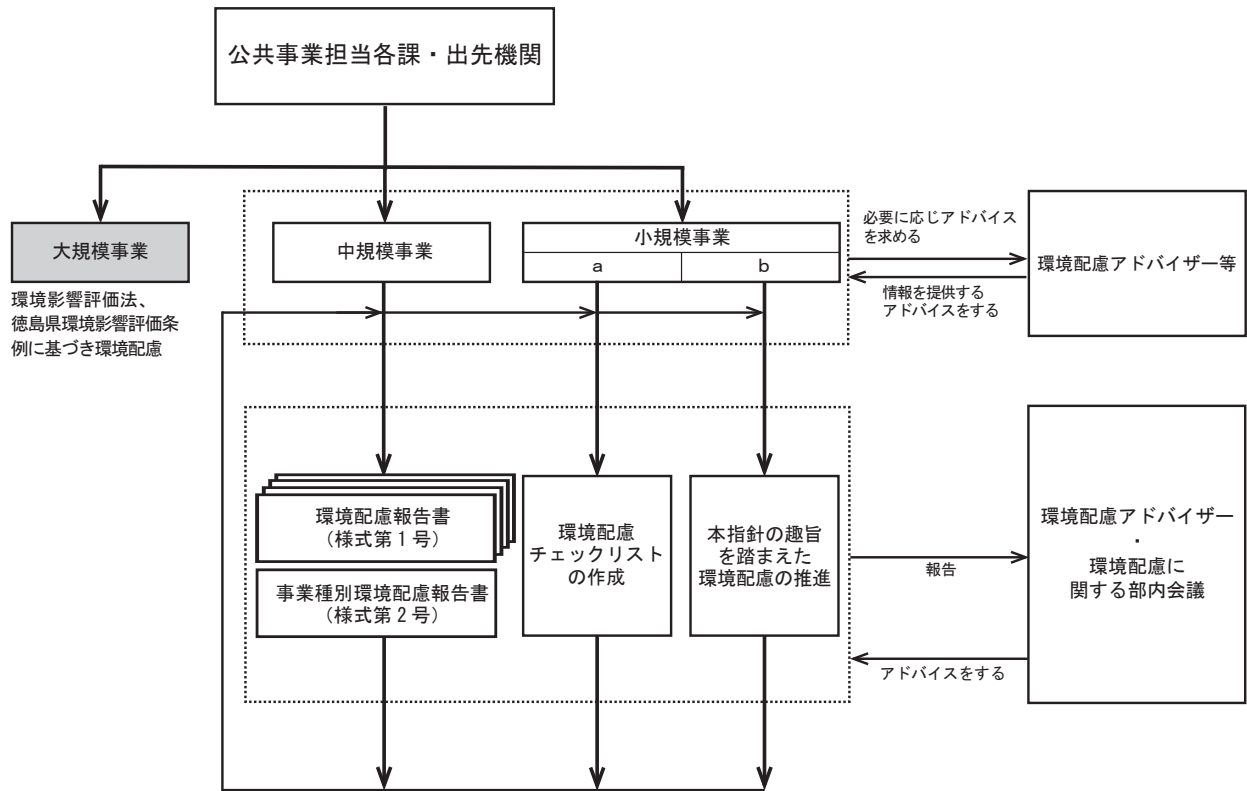
6.3 活用の仕組み

6.3.1 活用のフローチャート

県土整備部において本指針を活用する際の仕組みと手順（案）を、次頁のフローチャートに示す（図 15）。本指針では、公共事業における環境配慮の新たな仕組みとして、中規模事業については、毎年度、環境配慮報告を行い、事業状況に変化が無い場合であっても、環境配慮の重要性認識を行う。小規模事業 a については、環境配慮チェックリストを作成し、環境配慮事項の確認を行う。

また、必要に応じ適切なアドバイスを得ながら事業を実施するために、環境配慮アドバイザー制度を導入する。

■計画・設計・施工・維持管理段階



■モニタリング

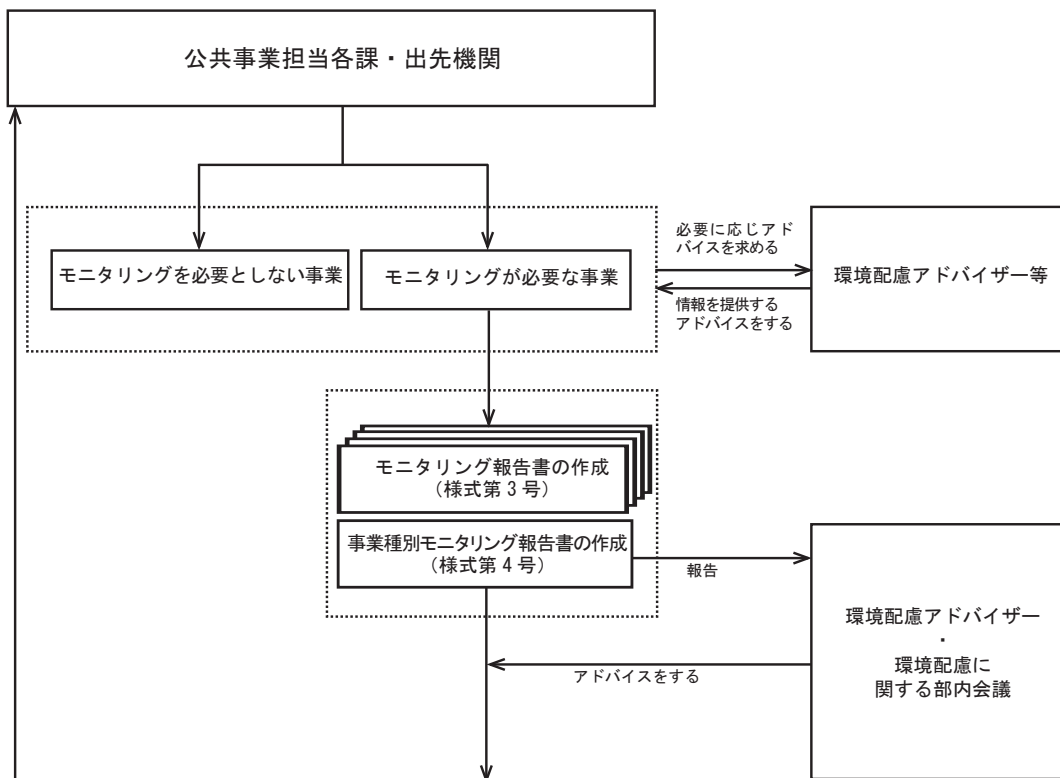


図 15 本指針の活用のフローチャート（県土整備部の仕組み（案））

6.3.2 環境配慮報告書

環境配慮報告書の目的は、事業実施個所に固有の配慮すべき環境要素やそれに対する環境配慮の目標、環境配慮の実施内容、また、モニタリングを行う場合はその内容を明らかにすることである。環境配慮アドバイザーからアドバイスを受けた場合は、その内容も明らかにする。

中規模事業については、毎年度、環境配慮報告書（及び次に述べる環境配慮チェックリスト）を作成する。このため、本指針において、環境配慮報告書の様式（案）を用意した。環境配慮報告書の様式（案）を本指針末尾に示す。

環境配慮報告書に記載する内容は、以下のとおりである。

- ・ 事業概要
- ・ 事業目的
- ・ 配慮すべき環境要素
- ・ 環境配慮に際しての目標
- ・ 実施した環境配慮の内容とその理由
- ・ モニタリング方法
- ・ 対応できなかった環境配慮事項とその理由

6.3.3 環境配慮チェックリスト

中規模事業及び小規模事業aについては、環境配慮チェックリストを作成し、環境配慮の確認を行う。このため、本指針において、計画・設計・維持管理段階については、事業種ごとに、環境配慮チェックリストの様式（案）を用意した。施工段階については、事業の種類に関わらず検討すべき項目は共通と考えられるので、上記環境配慮チェックリストとは別に、全事業種共通の環境配慮チェックリストの様式（案）を用意した。環境配慮チェックリストの様式（案）を本指針末尾に示す。

4.3で示し、様式（案）に再掲されている「環境配慮における重要項目」については、全事業共通の配慮事項である。

「事業により想定される環境影響」及び「配慮事項」は、対象事業の種類ごとに、その一般的な事業の内容に照らして、発生するおそれがある環境影響のうちの主なものを、使用者の便利のため、あらかじめ整理したものである。このため、個々の事業箇所について、全ての環境要素・環境影響が該当するとは限らない。

環境配慮チェックリストの作成にあたっては、まず、事業の種類、内容や事業実施地域の環境特性等を考慮し、当該事業において検討が必要な配慮事項を選定することになる。環境配慮チェックリストの様式（案）には、実際に生じうる環境影響をできるだけ網羅したが、これ以外にも環境保全措置の検討が必要な環境影響がありうることに留意する必要がある。

また、環境保全措置として実施する対策については、予算の制約、コスト縮減等の観点も考慮し、実行可能な案を選択することが必要である。

なお、ここで示す環境配慮チェックリスト（案）は、固定的なものではなく、社会状況の変化等にも対応しつつ、実際の運用を通じて、項目の追加、変更等を行い、改善していくことを想定している。

6.3.4 モニタリング報告書

事前の環境保全措置の検討段階で、モニタリングが必要とされた事業については、モニタリング報告書を作成する。このため、本指針において、モニタリング報告書の様式（案）を用意した。モニタリング報告書の様式（案）を本指針末尾に示す。

モニタリング報告書に記載する内容は、以下のとおりであり、

- ・ 事業概要
- ・ 事業目的

- ・ 事前に立てられていた環境配慮の目標
- ・ モニタリングの結果の概要
- ・ 評価及び今後の対応方針

6.3.5 その他の報告書式等

環境配慮報告書、環境配慮チェックリスト及びモニタリング報告書が、環境配慮の内容を記載した主要な書類となるが、運用上必要となるこれ以外の文書の様式（案）を、併せて本指針末尾に示す。

6.4 各主体の役割

本指針活用にあたっての各主体の役割は、以下のとおりである。

●公共事業担当各課・出先機関

本指針の活用のフローチャート（図 15）に沿い、自ら環境配慮に努めるとともに、必要に応じ環境配慮アドバイザー等にアドバイスを求め、その意見等を踏まえ、公共事業への環境配慮の織り込みに努める。

また地域住民、NGO・NPO 等とも適宜、連携・協力を図り、事業地域及びその周辺の環境に関する情報、環境保全の観点からのアドバイスを求める。

●環境配慮に関する部内会議

環境配慮推進のための部内の会議。公共事業担当各課・出先機関からの環境配慮の報告を受け、必要に応じ、意見・指導等を行う。

●環境配慮アドバイザー

環境に関する情報の提供、環境保全の観点からのアドバイスを通じて、公共事業への環境配慮の織り込みに協力する。